令和3年9月4日

保護者様

足立区教育委員会事務局教育政策課長 森 太一 足立区立青井小学校長 齋藤 智子

タブレット端末の家庭への持ち帰りの実施について (お知らせ)

日頃より足立区の学校運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。 足立区では児童・生徒一人に付き一台のタブレット端末を貸与することといたしました。 これらのタブレット端末は、主に学校の授業や多彩な学習活動に活用いたしますが、児 童生徒のタブレット端末活用機会の拡充や家庭学習支援の充実のため、貸与したタブレット端末の家庭への持ち帰りを実施いたします。

つきましては、下記の事項についてご確認いただきますようお願いいたします。

記

# 1 端末の家庭への持ち帰りについて

(1)目的

児童・生徒のタブレット端末活用機会の拡充及び家庭学習支援の充実、機器操作方法の習熟や情報活用能力の育成、基礎学力の定着・向上を図る。

(2) タブレット端末活用の想定

家庭でのタブレット端末を活用した宿題や授業の予復習、e ライブラリ(学習支援ツール)の活用、家庭との情報連絡等を想定しております。

(3) タブレット端末の持ち帰り開始時期について

令和3年9月から段階的に実施する予定です。各自、貸与されたタブレット端末や 充電用ACアダプタ等を持ち帰ります。 $3\sim6$ 年生は、9/6(月)に学級指導を行い、 その日に持ち帰ります。低学年、なかよし学級は、9月下旬ごろに学級指導を行い、 10月頃の持ち帰りを予定しています。同意書の提出期限は9月10日(金)までで すので、お早めにご提出ください。

#### (4) インターネット環境の必要性

タブレット端末を家庭で利用するには、自宅の Wi-Fi 環境が必要となります。持ち帰った際には、タブレット端末をご自宅の Wi-Fi に接続してご利用ください。なお、Wi-Fi 環境が整っていないご家庭には、LTE 通信対応の Chromebook 端末を貸与いたします。(5月アンケートで調査済)

(5) 家庭におけるタブレット端末の活用ルールについて

お子さんと保護者の話し合いにより、家庭におけるタブレット端末の活用方法・ルールを決めます。タブレット端末の活用ルールを守り、タブレット端末を活用するよ

うご指導をお願いします。別添の「Google 及びタブレット端末に関する Q&A」と、後日配布する「タブレット端末に活用のルール(家庭学習編)」をご参照下さい。

# (6) 学校への持参について

授業時間内でも、端末を有効に活用していきたいと考えておりますので、毎日学校に持参をお願いします。授業内でスムーズに活用するために、事前に端末を充電した 状態で持たせてください。

タブレットの持ち運びの際は、学校と家庭の行き来はランドセルに入れて持ち運びとなります。学校内では、タブレットをスムーズに取り出せるよう、机の横にかけますので手提げ袋のご準備をお願いします。

\* 294.6 (幅) ×209.6 (奥行) ×20.4 (高さ) mm の端末が入る手提げ袋

# 2 留意点

タブレット端末等の貸与物品の紛失、故障、破損があった場合には、速やかに学校に報告してください。故意や重大な過失による紛失や故障、破損があった場合には、修理代金等を保護者様にご負担いただきますので、ご注意ください。

#### 3 問い合わせ先

- 持ち帰りの実施時期や内容について 青井小学校 03-3880-2255 副校長 井口 基
- タブレット端末の家庭への持ち帰り全般について 教育政策課学校情報化推進担当 03-3880-5646